

三条市立大学新校舎増築に伴う基本設計及び 実施設計業務プロポーザル実施要項

※下線部分は訂正箇所（令和7年2月20日）

1 趣旨

三条市立大学新校舎増築に伴う基本・実施設計業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により高度な設計能力及び豊富な経験を有する者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

三条市立大学新校舎増築基本設計及び実施設計業務

(2) 業務内容

三条市立大学新校舎増築基本設計及び実施設計

詳細は「三条市立大学新校舎増築基本計画（別添1）」に依る。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

(4) 発注者

公立大学法人三条市立大学理事長 アハメド シャハリアル

(5) 委託費

216,590千円（監理料含む。消費税含む。）以内とする。

2 参加資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
また、参加表明書及び技術提案書の提出者で契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 三条市における令和7・8年度入札参加資格を有する者

なお、三条市における令和7・8年度入札参加資格審査申請し、のちに参加資格を認められた者も応募可とする。

また、三条市立大学が上記参加資格に準ずる者と認めたものも応募可とする。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 国税、地方税の滞納がない者であること。

(4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること

3 業務実施上の条件

(1) 技術者条件

管理技術者1名を配置し、次に掲げる資格等をいずれも満たすこと。

- ① 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。
- ② 参加表明書の提出者の組織に属しており、公告日までに引き続き3か月以上の雇用関係を有していること。
- ③ 建築士法施行規則第1条の2第1号から第4号及び第5号イに定める業務に13年以上の実績があること。

(2) 再委託に関すること。

ア 設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。

イ 参加表明書の提出者の組織に所属していない者を配置技術者とする場合は、各種法令を順守し、委託契約等の手続を行うこと。

4 審査方法及び審査項目

(1) 選考は、委員会が別表の評価基準により二段階審査によって委託者を選定する。

① 第一段階審査

参加表明書等の提出書類に基づき審査を行い、第二段階審査対象者を5者程度選定する。

審査結果は、令和7年3月12日(水)に通知する。

ア 委託業務の履行能力

技術者数及び有資格者数等から判断される組織力

イ 設計事務所の実績

新潟県内における建築物設計業務実績

ウ 設計担当チームの能力

業務の経験及び担当した設計業務の実績

(ア) 同種の設計業務実績

同種の設計とは、大学、専門学校、研究所用途で延べ床面積2,000㎡以上の増築または新築の基本設計または実施設計もしくは基本・実施設計が完了したものの。

(イ) 類似の設計業務実績

類似の設計とは、公共建築で延べ床面積2,000㎡以上の増築または新築の基本設計または実施設計もしくは基本・実施設計が完了したものの。

② 第二段階審査

第一段階審査で選定された参加者に対して、技術提案書の内容に関する審査及びヒアリングを実施して評価し、第一段階審査の評価点を加算して新校舎増築設計に最適な者を最優秀者に、次点者を優秀者に特定する。最高総評価点が2者以上いる場合は、第二段階審査評価点が高い者を最優秀者とする。

審査結果は、令和7年3月下旬に通知する。

ア 設計担当チームの能力及び意欲

イ 提案内容の的確性、独創性及び実現性

ウ 新校舎におけるシンボルとなる空間の考え方

(2) 委員会の構成は、第二段階審査当日まで公表しない。

5 スケジュール

内容	日時
実施要領、参考資料等の公表	令和7年2月19日(水)
本プロポーザルに関する質問(様式8)の受付期限	令和7年2月28日(金)
質問に対する回答	令和7年3月4日(火)
参加表明書等(様式1-1から様式5、様式7)の提出期限	令和7年3月7日(金)
第一段階審査結果通知	令和7年3月12日(水)
技術提案書(様式6-1、6-2)の提出期限	令和7年3月19日(水)
第二段階審査	令和7年3月下旬(予定)
第二段階審査結果通知	令和7年3月下旬(予定)

6 技術提案書の内容

次の内容について提案すること。

(1) 業務実施方針(実施方針、取組体制、特に重視する点、既存の校舎との整合性及び設計上の配慮等)

(2) 特定テーマ

新校舎におけるシンボルとなる空間の考え方

(3) 技術提案書の表現

大臣官房官庁営繕部内での平成30年4月2日の事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」に準ずること。

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001583743.pdf>

7 ヒアリングの実施

(1) 第一段階審査でのヒアリングは実施しない。

(2) 第二段階審査のヒアリングは、提案者による技術提案書の説明と併せて対面を実施する。ヒアリングの日時、場所及び留意事項は、選定後、別途通知する。

8 事務局（問い合わせ、書類提出先）

三条市立大学事務局新学科設置準備担当

〒955-0091 新潟県三条市上須頃 5002 番地 5

TEL：0256-47-5511

FAX：0256-47-5512

E-mail：soumu@sanjo-u.ac.jp

9 提出書類（様式は全てホームページに掲載します）

(1) 受付期限、提出書類・部数、提出先

令和7年3月7日（金）までに①から⑤の書類（各1部）を担当事務局まで電子メールにて提出すること。

※ 協力事務を予定している場合には、様式7を提出のこと。

第一段階審査で選定されたものは、令和7年3月19日（水）までに⑥と⑦の書類（各1部）を担当事務局まで電子メールにて提出すること。

① 参加表明書（様式1-1）

② 設計事務所の概要（様式2）

③ 管理技術者の経歴等（様式3）

④ 各主任担当技術者の経歴等（様式4）

⑤ 新潟県内における建築物業務実績（様式5）

⑥ 技術提案書（業務実施方針）（様式6-1）

⑦ 技術提案書（特定テーマ）（様式6-2）

必要がある場合は、下記の書類を提出すること。

・協力事務所の名称等（様式7）

・質問書（様式8）

(2) 質問への回答

質問がある場合は、質問書（様式8）を作成し、令和7年2月28日（金）までに担当事務局へ電子メールにて提出すること。

寄せられた質問に対する回答は、令和7年3月4日（火）までに、三条市立大学WEBサイトに掲載することとし、個別の回答は行わない。

10 参加報酬

第一段階審査通過者には、参加報酬（1者当たり10万円）を支払うものとする。

11 その他

(1) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の要件の一つに該当する場合には無効となることがあるとともに指名停止を行うことがある。なお、無効となったときは、その時点で当該参加者を失格とする。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) 提出に伴う費用

提出書類の作成及び提出に伴う費用の全ては、参加表明者及び技術提案者の負担とする。

(3) 最優秀者の公表

最優秀者として特定された者は、公表できるものとする。

(4) 提出書類の返却

提出された参加表明書、技術提案書等は、返却しない。

(5) 通信事故の責任

電子メール等の通信事故については、三条市立大学はいかなる責任も負わない。

三条市立大学新校舎増築設計者選定に係る評価基準・評価項目

1. 第一段階審査 評価基準・評価項目

評価項目	評価の着眼点	配点
事務所の評価	設計事務所の体制	20
技術力	配置技術者の技術力	60
	同種・類似業務実績（過去 15 年以内、最大 3 件） （実績の有無、件数及び携わった立場を評価）	30
	新潟県内における建築物業務実績（過去 15 年以内）	30

2. 第二段階審査 評価基準・評価項目

評価項目	評価の着眼点	配点
設計担当チームの能力と意欲	ヒアリングによる	100
業務実施方針、提案内容 （技術提案書の内容及びヒアリングの結果に基づき総合的に評価）	業務の理解度、実施方針	50
	提案の適格性、独創性	60
	提案の実現性	50
	新校舎におけるシンボリックな空間の考え方	100